

## 秘密保持契約書

一般財団法人日本自動車研究所（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が自動走行システムの周辺環境認識技術の研究開発を実施した「認識・判断データベース」（以下、「研究開発業務」という。）において、甲が乙に認識・判断データベースのサンプル公開対応（以下、「評価業務」という。）を実施するにあたり、甲が乙に開示する秘密情報および個人情報の取扱いについて定める。

（秘密情報の範囲）

第2条 本契約において、秘密情報とは、研究開発業務または評価業務のために甲が乙に開示する次の各号に定めるものをいう。

（1）情報媒体（文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、電子メール等の電子データ、その他一切の媒体）に記録された、甲の技術、開発、設計、製品、営業、計画、ノウハウ、議事録等の内容を含む一切の情報のうち、甲が秘密である旨または取扱いに注意すべき旨を明示したもの。

（2）口頭または視覚的に開示された情報であって、甲が開示した時点で当該情報が秘密である旨を指定し、かつ開示後30日以内に甲が秘密である旨を文書により通知したもの。

（3）別紙に掲げる情報

2 前項に定める秘密情報には、第5条に基づき事前に甲から書面による承諾を得て複製または複写したものを含める。

3 本条第1項の規定は、次の各号の一に該当するものには適用しない。

（1）乙が秘密情報を取得したとき、既に公知であったもの。

（2）乙が秘密情報を取得したとき、乙が既に所有していたもの。

（3）乙が秘密情報を取得した後、乙の責によらずに公知となったもの。

（4）乙が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したもの。

（5）乙が開示された秘密情報によらず、独自に創作したもの。

4 本契約において、個人情報とは、研究開発業務または評価業務のために甲が乙に開示する一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」第2条第1項に規定する個人情報のことをいう。

(秘密の保持)

第3条 乙は、秘密情報および個人情報を厳に秘密として保持し、評価業務を遂行する上で知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示してはならず善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。乙は、事前に甲から書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報および個人情報を研究開発業務または評価業務以外の目的に利用したり、第三者に開示もしくは漏洩しないものとする。

- 2 乙は、事前に甲から書面による承諾を得て秘密情報および個人情報を第三者に開示する場合、乙は開示に先立って、本契約に基づき乙が甲に対して負うのと同等の義務を第三者に対して課さなければならない。
- 3 前項に基づき、第三者に秘密情報および個人情報を開示した場合でも、乙は本契約に基づく義務の一切を免れないものとし、当該第三者と連帯して甲に対しその義務の履行につき責任を負う。
- 4 電子データで秘密情報を授受する場合、電子データ形式の機密情報を収納する電子計算機とその周辺機器、電子媒体、電子メール利用には必要な対策を講じ、不正アクセス、インターネットへの流出等を防止する。

(個人情報の保護)

第4条 乙は、研究開発業務または評価業務を遂行する上で甲の保有する個人情報を取得したり、または甲から開示を受けたりした場合、かかる個人情報を甲の指示に従って研究開発業務または評価業務を遂行するのに必要な範囲に限って利用するものとし、個人情報を秘密として厳重に保管するための合理的な措置を講ずる。

- 2 乙は、研究開発業務または評価業務にかかる個人情報を、不正な使用、アクセス、開示、紛失、改変、または破棄から合理的な方法で保護するものとし、セキュリティ保護のために、アクセス管理、暗号化その他の方法を適宜使用しなければならない。
- 3 甲が別途に研究開発業務または評価業務にかかる個人情報の管理方法を指示するときは、乙はこれに従うものとする。

(複写等の禁止)

第5条 乙は、事前に甲から書面による承諾を得ることなく、秘密情報および個人情報を複製、複写または改変してはならない。

- 2 乙は、甲が要求した場合はいつでも秘密情報および個人情報が記載または記録された情報媒体をその複写物とともに全て甲の指示する方法で甲に対し、引渡し、または破棄するものとする。
- 3 乙は、前項により秘密情報および個人情報を破棄する場合は、破碎、溶解および焼却等の方法により、秘密情報および個人情報の復元や判読を不可能とする措置を施さねばならない。

(事故発生時における報告の義務)

第6条 乙は、本契約に違反して、その役員および従業員が秘密情報および個人情報を研究開発業務または評価業務以外の目的で利用したり、第三者に開示、漏洩したことが判明した場合、または、秘密情報および個人情報の紛失、不正アクセス等の事故が発生した場合、速やかに甲に報告する。

2 前項の場合、乙は直ちに必要な調査を行った上で再発防止策を策定して実施する。また、乙は甲に対し、これらに関し、その内容および結果を報告する。

3 乙は、本条第1項の場合において第三者より苦情、異議、請求等を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、自己の費用と責任においてこれを解決する。また、乙の責に帰すべき事情により甲が第三者等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は乙に対し、その解決のために要した費用（損害賠償金、弁護士費用および訴訟費用を含むがこれに限定されない。）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

(契約違反等)

第7条 甲は、相手方が本契約に違反した場合、評価業務の契約を直ちに解除することができるものとする。

2 甲は、相手方が本契約に違反していると判断した場合、相手方に対して秘密情報および個人情報の全部または一部の使用を直ちに差止めることができる。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲および乙は、自らまたは自らの役員および従業員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないことおよびこれら反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、相手方がこれに違反したときは、催告その他の手続きを要せずして本契約を解除または解約（以下、「解約等」という。）できるものとする。

2 甲および乙は、前項の規定により本契約を解約等した場合、違反した当事者に損害が生じてもこれを賠償する責を負わないものとする。違反した当事者は、前項の違反により相手方に損害を及ぼした場合、その損害を賠償しなければならない。

(有効期間)

第9条 本契約は、平成30年〇月〇日から1年間有効とする。

2 前項の有効期間を終了した後も、第3条（個人情報に関する部分に限る。）、第4条、第5条（個人情報に関する部分に限る。）、第6条（個人情報に関する部分に限る。）、本項および第10条は有効とする。

(合意管轄)

第10条 本契約に起因または関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

(協議事項)

第11条 本契約に定めのない事項または本契約に定める条項の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙各自誠意をもって協議の上、その取扱いを決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

茨城県つくば市荻間2530

甲 一般財団法人日本自動車研究所  
業務執行理事 岩野 浩

住所

乙 名称  
契約者

## 別紙

本契約書第2条第1項第3号に基づく秘密情報は以下のとおり。

1. 画像データ情報：前遠方監視カメラ、周囲監視右方カメラ、周囲監視左方カメラ
2. レーザレーダセンサ情報：前遠方レーザ、周囲監視右方レーザ、周囲監視左方レーザ
3. タグ付け情報：前遠方監視カメラ対応 XML 形式データ
4. 車両情報：車速、加速度、ヨーレート値、横 G、操舵角、アクセルペダル、ブレーキペダル、ブレーキランプ
5. 車両位置情報：GPS 情報（2 種類）
6. 車両接点情報：ウィンカー、ワイパー
7. キャリブレーション情報
8. フレーム情報
9. シーン情報：SCN1（キーボード情報）、SCN2（音声発話情報）